「宇土市老人福祉センター・宇土市西部老人福祉センター」における指 定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市老人福祉センター条例」第4条の規定に基づき、「宇土市老人福祉センター・宇土市西部老人福祉センター」の指定管理者の公募を行った結果、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

宇土市老人福祉センター・宇土市西部老人福祉センター

2 指定管理候補者

九州綜合サービス株式会社 代表取締役 尾池 千佳子 熊本市中央区大江6丁目24-19

3 指定期間

令和8年4月1日~令和13年3月31日

4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日:第1回 令和7年 9月29日

第2回 令和7年10月16日

委 員:光井 正吾(副市長(委員長))

古川 隆雄 (学識経験者)

河野 秀子(施設利用者等)

村田 次代(施設利用者等)

野口 泰正(企画財政部長)

江河 一郎 (健康福祉部長)

※「宇土市指定管理者選定委員会採点集計表」参照

5 選定に至った経緯、理由

今回応募があったのは指定管理候補者として選定された1者のみであった。 審査基準表による採点は、委員1人当たりの持ち点が100点で、出席委員(6人)で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果、総合点が426.5点(委員1人平均71.1点)となり、住民の平等な利用の確保や防災・減災の対策と災害時の取組などが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「九州綜合サービス株式会社」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名:宇土市老人福祉センター・宇土市西部老人福祉センター

選定基準(指定手続条例第3条)	評価項目	配点合計	九州綜合サービス株式会社
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保で きるものか	市が示した方針への理解度、平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	60	47
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	300	208. 5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設の維持管理内容の適格性		
事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。また、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な財政的基礎を有しているか	提案価格	90	62
	安定的な運営が可能となる経理的基盤		
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必 要な人員を有しているか	安定的な運営が可能となる組織・体制	90	63
その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	・防災・減災の対策と災害時の取組 ・類似施設の運営実績	60	46
		600	426. 5